



虐待の防止について

札幌市保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課
指定指導担当係

目次

1 障がい者虐待とは

2 虐待の事例

障がい者虐待とは

虐待

虐待をしている自覚がなくても

不適切な関わりが虐待にあたる可能性がある。

虐待は、障がい者の尊厳を害する行為であり、

児童の場合は、その後の成長・発達に悪影響を及ぼす可能性がある

⇒「障害者虐待防止法」「児童福祉法」で禁止されている

障がい者虐待とは

障がい者に対する虐待の防止

障がい者に対する虐待の**予防**及び**早期発見**

→研修の実施、苦情体制の整備、委員会の設置

虐待のおそれ、可能性のある事案を把握した場合

→障害者虐待防止法及び児童福祉法により**通報義務**があります。
速やかに札幌市へ通報をしてください。

障がい者虐待とは

障がい者虐待の種類

(1) 身体的虐待

身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
正当な理由なく身体を拘束すること

(2) 心理的虐待

障がい者に著しい心理的外傷を与える言動
(著しい暴言、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動など)

(3) 性的虐待

わいせつな行為をする、させること

障がい者虐待とは

障がい者虐待の種類

(4) 放棄・放任(ネグレクト)

障がい者の養護を著しく怠ること
(障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等)
他の労働者の虐待行為を放置した場合もネグレクトにあたる

(5) 経済的虐待

財産を不当に処分すること、不当に財産上の利益を得ること

障がい者虐待とは

虐待防止措置未実施減算【R6年度新設】

- (1) 虐待防止委員会を定期的に行開催、結果を従業員に周知徹底
- (2) 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的に行実施
- (3) これらを実施するための担当者を置く

上記を満たしていない場合、**所定単位数の1%減算**

※著しい人格尊重義務違反に該当すると市が判断した場合は、行政処分の対象となり得る

虐待の事例(1)

居住系サービスにおける職員からの身体的虐待

- 被虐待者・・・男性2名、知的障がい
- 通報者・・・当該事業所職員

① 発端・報告

事業所からの報告により判明

- ・利用者の顔面を殴りケガを負わせた。利用者を蹴った。

② 札幌市による調査

虐待を行った職員等の事情聴取、関係資料、防犯カメラ映像の確認

③ 確認事項

利用者の行動にいら立ちが募り暴行に及んだ
他の職員が虐待者の異変に気付く機会がなかった

→**身体的虐待**と認定

④ 指導内容

- ・虐待防止等に関する措置の実施(再発防止策の検討)
- ・人格尊重義務の遵守
- ・勤務体制の見直しや職員のメンタルヘルス対策、アンガーマネジメントの手法を取り入れた職員研修の実施

⑤ 改善の内容

- ・虐待防止セルフチェック、アンガーマネジメント診断の実施
 - ・診断に基づく個別面談の実施
 - ・本件虐待事例に基づく虐待防止研修の実施
 - ・職員が孤立しない勤務体制の整備
- 等

虐待の事例(2)

居住系サービスにおける職員からの身体的虐待

- 被虐待者・・・男性、知的障がい
- 通報者・・・当該事業所職員

① 発端・報告

警察からの本市への通報により判明(警察へは当該事業所職員が通報)

- ・他害行為を受けた職員が利用者の右腕をひねり上げる暴行を加えた。

② 札幌市による調査

- ・事業所職員や関係機関への聞き取り、関係資料の確認

③ 確認事項

- ・利用者の他害の対処法が共有されておらず、他害をやめさせるため不適正な身体拘束をした

→**身体的虐待**と認定

③ 指導内容

- ・人格尊重義務の遵守
- ・札幌市障害福祉サービス事業者等に係る事故等発生時の報告事務取扱要領に基づく事故報告の実施
- ・不適正な身体拘束等の禁止

④ 改善内容

- ・定例会議の際に利用者の障害特性を踏まえた対応策の検討
- ・管理者が職員との面談を実施し、業務上の助言を行い、職員の意識向上を図る。
- ・外部講師による定期的な講習の実施。

虐待の事例(3)

居住系サービスにおける職員からの経済的虐待

- 被虐待者 … 女性、知的障がい
- 通報者 … 当該施設職員

① 発端・報告

施設からの報告により判明

- ・事業所内の金庫に保管していた利用者の現金がなくなった。

② 札幌市による調査

- ・事業所職員や関係機関への聞き取り、関係資料の確認

③ 確認事項

- ・担当者の急な不在により、内部規定では別途保管すべき多額の現金を事業所内金庫に保管しており、そのことを知った職員が持ち出した。

→経済的虐待と認定

③ 指導内容

- ・人格尊重義務の遵守
- ・具体的かつ実効性のある再発防止策の実施

④ 改善内容

- ・研修の反復による虐待の抑止
- ・金銭管理の見直しとルールの周知徹底

虐待の事例(4)

事業所職員による性的虐待

※事業所及び利用者の特定を避けるため、虐待認定に至った複数の事例を基に、架空の事例を挙げ、札幌市の考えを記載しました。

① 事例の概要

利用者と職員が恋愛関係になり、性行為に及んだ。

その後、利用者から関係者に、性行為を強要されたと相談があった。

② 札幌市による調査

- ・利用者、職員双方の聞き取り、関係資料の確認
- 性的虐待と認定

③ 当事者からの反論・疑問

- ・真剣に交際しているのになぜ虐待と言われるのか？
- ・勤務時間外、事業所の外での出来事に、なぜ行政が介入するのか？
- ・利用者は性行為を拒絶しなかった／利用者から性行為を持ちかけられているのに、なぜ虐待と判断されるのか？

- ・事業所職員は、利用者の障がい特性等を把握したうえで、利用者の支援を行っています。
- ・このような、支援者と利用者という援助関係から始まった交際を、対等な立場に基づいた、双方の自由な選択に基づくものと判断することは困難です。

事業所運営に関する通報について

障がい福祉課には、日々、事業所の対応等について苦情・相談が寄せられています。

<運営基準違反に該当しないものの、当課から適切な対応を依頼した事例>

- ・退所したいのに退所させてくれない
- ・(利用契約に沿った適切な契約解除であるが)契約を一方的に解除された利用者から申し出があった
- ・職員の態度が不快だ

→事業所職員の判断や対応に正当性はあっても、理由や背景を説明しつくしていない場合や、感情的な対応をした場合は、不適切な対応と判断し、当課から適切な対応を依頼する場合があります。